令和７年度答申第１号
令和７年１０月２７日

北谷町長　渡久地　政志　様

北谷町情報公開・個人情報保護審査会
会長　松井　有美

答　申　書

令和７年７月２２日付、北総７第２７３７号にて貴職から受けた、北谷町長による保有個人情報不開示決定処分（北福６第７２１５号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和７年３月２６日付け北福６第７２１５号により北谷町長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定処分（以下「本件処分」という。）については、別表「当審査会がなお不開示とする部分」欄に掲げる部分を除き開示すべきである。

第２　審査請求に至る経過

（１）令和７年３月１８日、審査請求人は、「審査請求人の伯母が緊急搬送された経緯、日付等」について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求を行った。
（２）これに対し実施機関は、当該文書に審査請求人本人を識別できる情報が含まれていないことから、法に基づく「自己に関する個人情報」には該当しないと判断し、令和７年３月２６日付で法第８２条第２項に基づく本件処分を行った。
（３）令和７年６月１７日付（令和７年６月１８日受付）で本件処分に対する審査請求が行われた。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によりおおむね次のとおりである。

審査請求人の亡き伯母（以下「亡伯母」という。）が緊急搬送された経緯、日付等の詳細について、本件処分を取り消し、開示してほしい。

（１）死者に関する情報を含め、開示請求の判断は文書ごとに行うべきであり、一律に非公

開とするのは不当である。

（２）審査請求人は亡伯母の甥であり、医療機関・保護入院の経緯を求めている。文脈上、審査請求人に密接に関連した情報であることは明らかであり、本人識別可能性の判断が不明確である。

（３）亡伯母がどのような状態で倒れ、入院になったのか等の事実関係を知ることができなくなっており、亡伯母の甥である審査請求人がもつ当然の権利が侵害されているため、開示が認められるべきである。

（４）実施機関は、法においては「死者の情報」は対象外だが、情報公開制度においては北谷町情報公開条例第７条に基づく「個人情報」かどうかの判断が必要であるとしている。実施機関は、これらの区別を曖昧にしたまま非公開としており、法令の趣旨に反している。

第４　実施機関の主張

実施機関が不開示決定通知書及び弁明書によって主張する不開示決定の理由は、おおむね次のとおりである。

１　保有個人情報開示制度

（１）法における開示請求は、「自己に関する個人情報」のみを対象とするものであり、自己を識別できる情報が記載されていなければ開示対象とはならない。

２　死者に関する情報の取扱い

（１）法における「個人情報」は、「生存する個人」に限定される。

（２）死者に関する情報は、開示請求者が遺族であることや、相続手続のために必要であるとの理由のみで、遺族等による開示請求の対象となるものではなく、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「個人情報」に該当し、さらに当該生存する個人の自己を本人とする「保有個人情報」に該当する場合においては、当該生存する個人による開示請求の対象となる（個人情報の保護に関する法律についてのＱ＆Ａ（行政機関等編）Ｑ５－１－３）。

（３）当該請求に係る文書には、審査請求人を識別しうる氏名、住所、関係記述などの情報は一切含まれていなかった。

３　情報公開制度との関係

（１）北谷町情報公開条例は、町が保有する行政文書を原則公開対象としつつ、「特定の個人に関する情報」（生者・死者を問わず）については、プライバシー保護の観点から非公開とする規定（条例第７条第２号）を設けている。

（２）上位法である行政機関情報公開法の条文解説においても、「死者の名誉やプライバ

シーに関する我が国の国民感情や、死者の情報を開示することが遺族等のプライバシーを侵害する場合もあり得ることのほか、生前であれば「個人に関する情報」として不開示となった情報が、当該個人の死亡によって開示されることになるのは不適当であること」（『条解行政情報関連三法（第２版／弘文堂）』）から、「個人」に死者も含まれるとの解釈が示されている。

（３）保有個人情報開示請求においては審査請求人に関する情報でないため不開示とされ、情報公開制度においては他人に関する情報であるため非公開と判断されたものであり、いずれも制度の趣旨と文書の性質に基づき判断されたものであって、本件処分と非公開決定に矛盾はない。

第５　審査会の判断

１　本件情報について

本件情報は、亡伯母が緊急搬送された経緯、日付等の詳細についての記録である。

２　争点

審査請求人は、本件処分を取り消し、開示すべきであると主張しているのに対し、実施機関は、本件情報には、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから開示請求の対象とはならないとしている。

したがって、本件審査請求に係る争点は、本件情報の審査請求人に係る保有個人情報該当性である。

３　死者に関する情報に係る個人情報について

本件情報は、亡伯母に関するものであり、死者に関する情報である。

法の対象は、「生存する個人」（法第２条）に関する情報に限定されており、死者に関する情報は、本法に基づく「個人情報」から除かれている。

もっとも、死者に関する情報であっても、当該情報が同時に生存する個人の個人情報ともいえる場合には、当該個人を法第７６条第１項にいう「本人」として、当該情報を開示しなければならない。

当該情報が、死者に関する情報というにとどまらず、同時に生存する個人の「個人情報」に該当するといえるか否かについては、当該情報に含まれる氏名、生年月日等により生存する特定の個人を識別することができるかについてはもちろんのこと、その他個別具体的な事情を含めて総合的に判断すべきである。

４　本件処分に関する検討

当審査会で本件情報を見分したところ、その記載内容は、亡伯母の入院に至る経緯等の報告と、今後の支援について、介護事業所や地域包括支援センター等の関係機関等か

ら聞き取った内容が中心となっており、審査請求人を直接的に識別することができるような情報は含まれていない。

もっとも、医療の分野においては、診療情報の開示について、死亡に至るまでの経過、死亡原因等の情報は、遺族との信頼関係の確保の観点から、適当と認められる場合には、一定の要件のもとに開示が予定されている（国立病院等における診療情報の提供に関する指針、診療情報の提供等に関する指針、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス）。なお、遺族の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者に限定されている。

本件情報は、診療情報とは異なるものの、緊急搬送等にかかる内容であることに鑑みれば、診療情報の開示に含まれる情報に類似ないし近接する情報と評価しうる。したがって、本件情報は、類型的に遺族が遺族の立場から求めうる情報であるということができ、生存する個人の個人情報にあたるというべきである。

また、審査請求人と亡伯母との関係についてみるに、亡伯母には直系遺族が存在せず、審査請求人は亡伯母の数少ない親族であり、法定相続人としての権利を有している。本件の具体的な事情に照らせば、審査請求人は、故人の配偶者、子、父母に準ずる遺族と評価できる。

したがって、本件情報は、生存する個人の個人情報に該当し、審査請求人はその生存する個人「本人」といえる。よって、本件情報のうち、法の趣旨に照らし、生存する個人「本人」が求めうる情報部分については、原則として開示の対象とすることが妥当である。

５　当審査会がなお不開示とする部分に関する検討

本件情報のうち、法第７８条第１項第２号および第３号に該当する部分については、別表「当審査会がなお不開示とする部分」のとおり引き続き不開示とするのが妥当である。

６　その他

当審査会は、本件の対象となった個人情報が特に取扱いに留意すべきものであったことから、いわゆるインカメラ審理の方式によって審査を行った。

７　結論

以上により、第１のとおり判断する。

第６　審査会の審議経過

年月日	経過
令和７年７月２２日（火）	諮問書の受理

令和７年８月１５日（金）	審議
令和７年９月２９日（月）	口頭意見陳述、審議
令和７年１０月２７日（月）	審議

北谷町情報公開・個人情報保護審査会委員

会　長　松井　有美

副会長　本田　祥子

委　員　福原　多美子

委　員　粟国　哲男

別表　当審査会がなお不開示とする部分

1	３行目５文字目から８文字目まで
2	表＜相談者＞の２行目２文字目から１５文字目まで
3	表＜相談者 TEL＞
4	表＜対応者＞
5	表＜内容＞１行目７文字目から１２文字目まで及び２４文字目から３１文字目まで
6	表＜内容＞２行目２８文字目から４８文字目まで
7	表＜内容）３行目４６文字目から５０文字目まで
8	表＜内容＞６行目
9	表＜内容＞７行目６文字目から１１文字目まで及び２１文字目から２６文字目まで
10	表＜内容＞８行目１文字目から６文字目まで及び１６文字目から４８文字目まで
11	表＜内容＞９行目１文字目から１２文字目まで
12	表＜内容＞１０行目１文字目から７文字目まで
13	表＜内容＞１２行目１９文字目から３３文字目まで
14	表＜内容＞１３行目
15	表＜内容＞１４行目１文字目から６文字目、１５文字目から４４文字目まで
16	表＜内容＞１８行目３０文字目から３６文字目及び４２文字から４７文字目まで
17	表＜内容＞２０行目１文字目から６文字目及び１１文字目から１６文字目まで
18	表＜内容＞２５行目
19	表＜集計区分＞２行目１５文字目から２４文字目まで
20	表＜対応＞１行目７文字目から１２文字目まで

備考　文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたものである。句読点、記号等の表記も一文字をして数えている。